

雇用対策の実施状況

雇用維持

- 雇用調整助成金の拡充等 6,066億円 【計画届受理状況(2009年10月) 事業所数 84,672件 対象者数 1,972,568人 3月～8月200万人超】
 - ・派遣労働者を含む労働者の解雇等がない場合、助成率を4/5から9/10(大企業は2/3から3/4)に引上げ。【3月30日～】
 - ・残業時間削減により雇用維持をした場合、助成(契約労働者:年30万円、派遣労働者:年45万円(大企業は各々20万円、30万円))。【3月30日～】
 - ・大企業の教育訓練費の引上げ。1年間の支給限度日数(200日)の撤廃。【6月8日～】
- 派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等
 - ・派遣先による中途解除に伴う損害の賠償の確保、派遣元による雇用の維持及び労働基準法の遵守等の指導監督の実施。【3月31日 指針改正】
 - ・資産、現金・預金等の許可要件の厳格化。【5月18日 要領改正】

雇用創出

- 雇用創出対策 7,000億円
 - ・「ふるさと雇用再生特別交付金」(2,500億円)、「緊急雇用創出事業(基金)」(1,500億円 + 3,000億円積み増し)。
【平成20・21年度事業計画における雇用創出数(10月22日時点) 約17万人分】
- 再就職支援・能力開発対策
 - ◇「緊急人材育成・就職支援基金」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援
 - ・雇用保険を受給できない者を対象に職業訓練の拡充及び「訓練・生活支援給付」の支給。
【7月15日以降、全国のハローワークで相談、受付開始。訓練は7月29日以降順次開始(訓練計画認定件数1,965コース(定員数41,643人、受講者数(受講予定者含む)28,823人)[12月8日現在])。給付金の支給は8月14日以降順次開始(認定件数9,894件)[12月8日現在])】
 - ・十分な技能・経験を有しない者への中小企業等による実習型雇用や職場体験・雇入れの支援。【7月10日より事業開始(受理求人数25,181人、求職者数37,980人、開始者数5,483人)[12月8日現在]】
 - ・長期失業者や住宅を喪失し就職活動が困難となっている者への再就職、住居・生活支援。【8月17日より事業開始(開始者数3,054人)[12月8日現在]】
- ◇ハローワーク機能の抜本的強化 265億円 【6月以降随時相談員を7,043人、7月1日より職員を304人、全国のハローワークに配置】
- 離職者訓練の強化
 - ・離職者訓練の実施規模を拡充し、介護分野、IT分野等の長期訓練を実施。【4月1日～】

セーフティネット

- 雇用保険のセーフティネット機能の強化
 - ・非正規労働者について適用を拡大、給付を拡充 【3月31日】
- 住宅・生活支援等
 - ・離職に伴い住居を失った者への、就労支援をあわせた入居初期費用等の資金貸付(最大で186万円の貸付)【12月11日現在貸付決定10,813件】
 - ・雇用促進住宅への入居あっせん。【12月11日現在 入居決定8,380件】
 - ・離職後も社宅・寮等に労働者を居住させる事業主へ月額4～6万円(6ヶ月まで)を助成。【事前計画状況(8月まで) 累計 1,013件14,937人】
 - ・雇用と住居を失った者への、住宅手当の支給、生活資金の貸付等。 1,093億円 【10月から全国の自治体・社会福祉協議会で実施】
- 内定取消し対策、障害者雇用対策、外国人労働者支援
 - ◇内定取消し対策
 - ・企業指導強化(企業名公表制度を整備)。【4月末までに15社公表】 ・未内定学生等への就職面接会の実施等。【4月以降順次実施】
 - ◇障害者雇用対策
 - ・特定求職者雇用開発助成金の拡充(助成期間の延長・支給額の増額) 334億円 【支給決定件数(10月) 886件】
 - ◇外国人労働者への支援 【6月1日より計133人の相談員を、日系人集住地域を中心に配置、5月より就労準備研修の実施(11月26日までの受講者4,789人)】